

滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県の農林水産関係試験研究機関が実施する研究課題の評価（以下「研究課題評価」という。）について、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」に基づき、必要な事項を定める。

(評価の対象)

第2条 研究課題評価の対象は、国等の別機関で研究評価を受ける課題や定例的に実施している調査・分析等を除き、県の農林水産試験研究機関が実施する全ての研究課題とし、試験研究機関等による厳正な内部評価を行う。

2 内部評価を実施した研究課題のうち、プロジェクト研究や共同研究など、滋賀県農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）で決定した重点的な研究課題を各専門分野の有識者等による外部評価の対象とする。

(評価体制)

第3条 研究課題評価は、内部評価および外部評価により行う。

2 内部評価を実施するため、試験研究機関ごとに内部評価会議を設置し、行政および普及関係機関等の参画を求める。

3 外部評価を実施するため、別に定めるところにより、外部評価委員を設置する。

(評価の区分と内容)

第4条 研究課題評価は、毎年実施することとし、その実施時期や性質等により次のとおり区分する。

(1) 事前評価

新規に実施しようとする研究課題について、県民ニーズや農林水産行政から見た緊急性や重要性など多様な観点から、研究課題の設定時に全体計画および初年度の研究計画等について事前評価を行う。

(2) 中間評価

原則として、研究期間が5年以上の課題を対象として、研究開始後3年を目安として、研究進捗状況を検証するとともに、社会経済情勢等の変化および研究開発の進展等を踏まえ、研究計画見直しの必要性などについて中間評価を実施する。

(3) 事後評価

研究終了時に研究課題を総括するとともに、今後の研究計画の策定等に生かすため、研究目標の達成度など研究の成果について総合的な観点から事後評価を行う。

(4) 追跡評価

原則として、研究終了後3年が経過した研究課題について、成果の実用化や普及状況を把握・分析し、今後の試験研究に反映させるため、事後評価に準じて追跡評価を実施する。

(評価項目)

第5条 研究課題評価は、評価の区分に応じ、以下に掲げる評価項目等により実施する。

(1) 事前評価

- ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性
- イ 予算規模・実施体制の妥当性
- ウ 目標の明確性、達成可能性
- エ 緊急性、重要性、新規性等

(2) 中間評価

- ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性
- イ 行政施策への反映の可能性
- ウ 研究目標の達成度、達成の可能性
- エ 研究計画の妥当性、進捗度等

(3) 事後評価